

平成25年度包括外部監査における意見・指摘事項

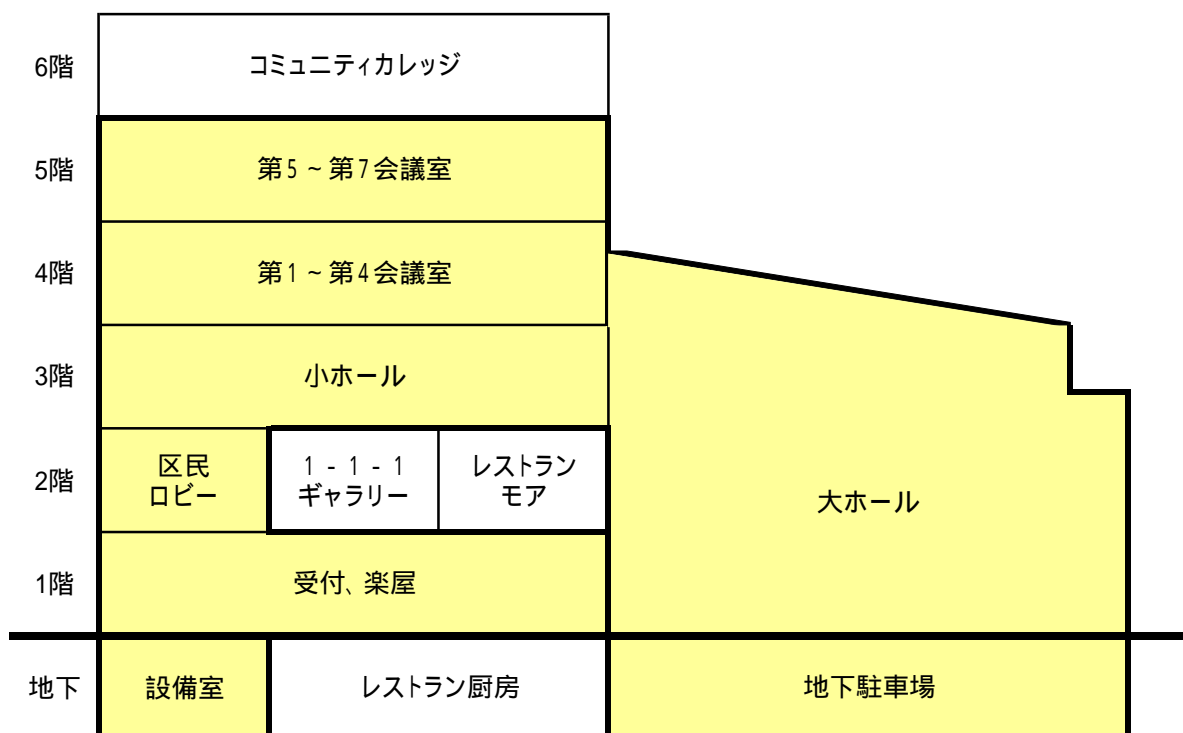
			対応 状況頁	対応 済	今後 実施	対応 中	その 他	備 考
1		予算・決算関係について	P.1					
	1	荒川区の歳入の予算現額との主な差異について						
	2	荒川区の歳出の当初予算額と補正流充用額について						
	3	M K T 共同事業体の予算額と実績額の差異について						
2		営繕費（修繕費）について						
	1	営繕費（修繕費）の予算と実績について						
	2	営繕（修繕）の必要性和実施状況について						
	3	計画営繕費（計画修繕費）の業者選定手続きについて						
3		委託料（保守関連業務）について	P.2					
	1	委託料の集計誤りにについて						
	2	再委託業者の選定について						見解の相違
	3	M K T 共同事業体及び荒川区の委託業務と委託料の管理について						
	(1)	区民課の委託業務等の管理について						
4		M K T 共同事業体について	P.2					
	1	M K T 共同事業体の経理について						
	2	3社の業務分担及び業務費用の見直しについて						見解の相違
5		人件費について						
	1	本部経費について						
	2	通勤費について						
6		指定管理料について	P.3					
7		利用料金について						
	1	利用申請書等の不備について						
	2	利用料減免申請書の受領の徹底等について						
	3	予約及び利用料金徴収について						
	4	A C C の主催事業の取り扱いについて						
	5	インターネット予約の活用について						
	6	口座振込による利用料金の納付について		P.4				
	7	荒川区及び一部の公共的団体の利用料金支払期日について						
	8	機会損失について						
8		指定管理者とA C C との連携について						

			対応 状況頁	対応 済	今後 実施	対応 中	その 他	備 考
9		光熱水費について						
	1	荒川コミュニティカレッジ、(株)レストランモア、ACCからの光熱水費収受について						
	2	自動販売機の電気代について						
	3	電気代・中圧ガス代について						
10		財産管理（備品管理）について	P.5					
	1	備品一覧表からの現物照合について						
		(1) 現物実査の徹底について						
		(2) 簿外品について						
		(3) 区民課保有備品以外の備品の台帳管理について						
		(4) 供用備品一覧表の取得年月日について						
	2	現物から備品一覧表への照合について						
		(1) 既に使用できない備品の除去処理について						
		(2) 備品シールについて						
		(3) 備品廃棄について						
11		レストランモアについて	P.6					
	1	荒川区に対する使用料支払いの対象外売り上げについて						
	2	自動販売機売り上げについて						
	3	(株)レストランモアから(株)スペースネットワークへの支払いについて						見解の相違
	4	消費税について						
	5	(株)レストランモアと締結した使用許可書について						
12		直接取引について	P.7					
	1	直接取引の位置付けの明確化について						
	2	荒川区行政財産使用許可の必要性について						
	3	自動販売機の売り上げについて						
	4	営業協力費について						見解の相違
13		大規模改修計画と今後の在り方について						
	1	大規模改修の必要性について						
	2	これからの荒川区民会館の在り方について						
	合計	44事項		24	3	13	4	

参考 荒川区民会館の運営区分について

荒川区民会館は、指定管理者が管理する部分のほか、生涯学習課(コミュニティカレッジ)
(公財)荒川区芸術文化振興財団(ARAKAWA1-1-1ギャラリー) レストランモア(レストランと厨房など)の、計4団体で管理・運営している。

1. 管理運営イメージ(太枠の範囲が指定管理者)



2. 管理者ごとの面積、光熱水費等

	使用面積	使用期間 (当初期間)	許可方法	使用料	光熱水費
指定管理者	8,748.05	平成24年4月～27年3月 (平成18年4月～)			
生涯学習課	652.79	平成26年4月～27年3月 (平成22年4月～)	使用承認	免除	実費負担 (指定管理者へ)
ACC	102.33	平成24年4月～27年3月 (平成24年4月～)	使用貸借 契約	無料	面積按分 (指定管理者へ)
レストランモア	540.92	平成26年4月～27年3月 (平成18年7月～)	行政財産 使用許可	毎月の売上金 額の8%	実費負担 (区民課へ)

		現 状	問 題 点	意 見	対 応 状 況
1 予算・決算関係について					
P.41	1 荒川区の歳入の予算現額との主な差異について	荒川区民会館レストラン行政財産使用料については、実績4,274千円に対して予算現額が5,040千円であり、766千円の差異が生じている。光熱水費の歳入については、実績3,784千円に対して予算現額が5,910千円であり、2,126千円の差異が生じている。	行政財産使用料、光熱水費歳入について予算額と実績額に差異が生じている。	行政財産使用料、光熱水費歳入についての予算現額の算定根拠に、問題があるのではないかとと思われる。	行政財産使用料は売上減を見込んで予算計上したが、東日本大震災の影響もあり、予算を下回った。光熱水費歳入は平成24年度に算出方法を変更した。算出方法の変更は、24年度の予算立てをした時期以降のため、差異が生じている。予算現額の見積りにあたっては、実績をよりの確に把握し、算定に努めていく。
	2 荒川区の歳出の当初予算額と補正流用額について	当初予算額と支出済額に大きな差異が生じている。	修繕費の当初予算額の区の算定方法は経過年数に応じた1㎡当り925円の営繕単価に建物延べ床面積を乗じて算出されているが、築年数21年からは一定額になるため、荒川区民会館のように古い建物については、当初予算より、修繕費が増える。	区の修繕費の当初予算額の計上の仕方としては、それぞれの建物について、必要な適正額を見積もる必要があるのではないかと考える。	区では、経過年数と延床面積に基づき修繕費を計上することとしており、指摘のとおり経過年数21年以上の施設は、一定額となっている。突発的に発生した修繕については、財政担当と予算措置を協議の上、利用者へ影響が出ないよう適切に対応している。
	3 MKT共同事業体の予算額と実績額の差異について	人件費及び光熱水費の実績額が予算額より大幅に減少している。	人件費の差異は、区に届け出ている常駐職員の人数の減少によるが、臨時職員の代替措置や本部社員の応援費用などを全て本部経費に含めているため、差異が生じている。 光熱水費は、平成24年度の東京電力の値上げを見越して、電気代を2,507千円上乗せして予算計上したが、節減努力により実績が減少したため、実績額は予算額よりも2,136千円下回った。	臨時職員などの手当でも、時給に実働時間を乗じて計算し、人件費に含めて報告する必要があるのではないかとと思われる。予算の計上については、可能な限り適正な算定を行う必要があるのではないかとと思われる。	本部経費のうち応援職員等の経費については、人件費に入れるよう調整を進めている。 予算の計上については、指摘を踏まえ、可能な限り適正な算定に努める。
2 営繕費(修繕費)について					
P.71	1 営繕費(修繕費)の予算と実績について	130万円以下の修繕費(一般修繕費)は、MKT共同事業体から支出され、区民課は実績報告と対応する請求書等を全て入手し支出内容を確認している。130万円以上の修繕で設計や工事が必要なもの(計画修繕費)は、区で予算化し修繕が実施される。	一般修繕費については、建設後38年経過したことによる経年劣化等により修繕の必要性が生じると、現状の予算見積方法で計算された当初の予算額である9,291千円はすぐに超過する。計画修繕費については、荒川区民会館の建替えや大規模改修が実施されないならば、経年劣化による大ホール、小ホールの設備等に係る補修、取換費用等により今後も多額の支出を伴うことが予想される。	一般修繕費については毎年、予算と実績が乖離しているため、予算と実績が適切に比較されないばかりか、修繕の必要性があるにも係らず、修繕費が適切に予算化され手当て出来ていないために実施出来ていない修繕もある。実態を反映した適切な予算化が望まれる。また、現状の応急処置的修繕では支出ばかりが膨らみ、抜本的な解決には至っていないと考えられる。平成27年度に大規模改修を計画し、建物等の寿命を十数年以上伸ばす計画とのことであるが、大規模改修を実施するに当たっては、大規模改修による営繕費の削減効果を考慮すると同時に、大規模改修までの一般修繕費と計画修繕費の支出を抑制する必要がある。	区では、経過年数と延床面積に基づき修繕費の計上方法を定めており修繕費については、指摘のとおり経過年数が21年以上の施設は一定額である。老朽化施設の修繕については、修繕費増加を見越して、中長期改修計画に基づき、改修等を実施することとしている。大規模改修後は、修繕費の削減効果が見込まれる。突発的に発生した修繕については、財政担当と予算措置を協議の上、利用者へ影響が出ないよう適切に対応している。
	2 営繕(修繕)の必要性と実施状況について	修繕が必要と考えられる箇所については、修繕計画(長期計画を含む)を館長が一覧にまとめた表を毎年、区民課に提出している。また、保守業者からの点検報告書に、「故障の恐れあり」「劣化が見られる」「不良が見られる」「交換時期」等のコメントが点検報告書に記載されている。	予算の都合上実施されない修繕もあり、緊急性の高い箇所や使用率の高い箇所、安全性を要する箇所は早急に対応しているが、それ以外は延命的な補修により対応している状況である。	限られた予算の中では現実的な対応であり、安全性、緊急性の高いものについては当然に優先して多くの修繕を実施することが望ましい。また、大規模改修の計画を立てる際は、現状の修繕必要箇所を十分に把握し実施するべきである。	指定管理者から提出された資料及び点検報告書の内容を踏まえ、27年度に実施する大規模改修の内容を検討した。
	3 計画営繕費(計画修繕費)の業者選定手続について	区で予算化される修繕は、随意契約のケースが大半を占めている。随意契約の場合は区民課で「業者選定理由書」を作成後、機種及び業者選定委員会を開催し随意契約の妥当性を審議した後、経理課に「業者選定理由書」及び「契約相手方の指定について(依頼)」等を提出し承認を受けている。	「業者選定理由書」に随意契約にならざるを得ない理由が記載されているが、その理由が妥当なものか判断しにくいケースもある。随意契約によると競争原理が働かないため、高い価格での契約となる恐れがある。入札のケースは市販されている部品の交換等に限られるとのことであるが、平成23年度の小ホール音響調整卓改修工事などでは入札額は4,880千円～6,100千円(税込)であり、結果的に支出を節約できる可能性がある。	競争性を確保するためにも、安易に随意契約とすべきでなく、施工業者、メーカー等以外の業者による修繕の可能性を検討することも重要である。	専門的知識が必要な修繕については、専門業者との契約にならざるを得ないところであるが、市販されている部品の交換等については入札や見積り競争を行っている。

		現 状	問題点	意 見	対 応 状 況	
3 委託料(保守関連業務)について						
P.77	1 委託料の集計誤りについて	MKT共同事業体は保守関連に係る業務は専門業者に再委託を行っている。 保守関連の再委託料は管理費の中でも毎年度40%前後と高い割合を占めている。	委託料は実績額に基づき集計され、区に「荒川区民会館(サンパール荒川)平成24年度決算書」として報告されるが、業者ごとの支出内訳について集計誤りが生じ、結果、実績額が報告額より多くかかっていた。	実績額より多い支出があったように見せかけるといった虚偽報告ではなく、事務上の集計ミスと思われる。また、委託料の集計誤りがMKT共同事業体の収入である指定管理料に影響を及ぼすものではないが、区にとって実際かかった経費を正確に把握することは、将来の指定管理料支出の算定や決定にも影響する可能性がある。同時に、委託料の管理に資すると考えられることから、実績額の集計において誤りが生じないよう管理徹底が望まれる。	指摘の通りであり、指定管理者には正しい数値に訂正させた。	対応済
	2 再委託業者の選定について	再委託業者の決定や発注について、清掃・警備・施設設備保守等については三菱電機ビルテクノサービス(株)担当し、舞台設備関係については(株)共立が担当している。	再委託契約は1年ごとの契約となっているが、実際には委託業者の変更はなく、委託先が長期固定化している。(清掃業務について過去に委託業者からの事情で委託先が変更になったケースがあった。)	委託先の決定については、荒川区民会館の施工業者や業務の効率性を考え、保守業務の委託先となっているケースが多い。また施工業者以外でも効率性、継続性を重視して当初からの保守業者がそのまま委託先となっている。 また、一般的に区が直接、施設等の保守業務を委託する場合の長期の契約年数は3～5年程度であり、契約期間経過後は入札により業者を再度決定している。それに比べると明らかに長期の契約と考えられる。委託先の決定については効率性、継続性を重視することも重要であるが、委託先が固定化することによりサービスの低下や価格の高止まりが懸念される。業者の選定に当たっては、他の業者の新規参入の可否の検討も含めて柔軟に対応することが必要と考えられる。	指定管理者制度上、契約については指定管理者に委ねることとされている。音響設備をはじめ舞台設備や昇降機等、専門的な知識が必要な機器の保守委託については、施工業者に委託することが一般的である。金額を重視して独立系や他のメーカーに委託することは、責任の所在などトラブルを招きやすく、利用者に迷惑がかかると考える。	見解の相違
3 MKT共同事業体及び荒川区の委託業務と委託料の管理について						
	(1) 区民課の委託業務等の管理について	区の管理としては、委託業務について「荒川区民会館管理運営業務仕様の詳細」で実施すべき業務を定め、館長が確認した再委託先の業務結果の報告を受けている。また、MKT共同事業体から再委託先についての名称・業務内容等を記載した委託届を毎年度、提出させている。その他、指定管理者に向けて、再委託先については区内業者の可能な限りの活用や区民雇用等を要請している。	区の管理は特段問題ないとも考えられるが、しかし、管理費の中で40%前後と高い割合を占める委託料については、業務内容及び委託料の妥当性等を区としてモニタリングする必要があると考えられる	区として、業務内容や委託料の妥当性をモニタリングすることは管理の重複であり、指定管理者制度導入の意義等を考慮すると、どこまで実施するかの線引きは難しいが、再委託業務及び再委託料の妥当性について事後的にモニタリングすることで不要な業務等を排除し、適切な指定管理料の算定にも資するため、事後的な検証を十分行う必要があると考えられる。	指摘を踏まえ、業務内容や再委託の内容について、適切なモニタリングを検討する。	対応中
4 MKT共同事業体について						
P.58	1 MKT共同事業体の経理について	平成18年4月に指定管理者として、MKT共同事業体が指名された際に、MKT共同事業体を構成している3社が、それぞれの業務分担と業務費用に関する契約を締結し、平成24年度まで継続している。	人件費や他に委託した費用については、人件費台帳、請求書や領収書に基づいて、計上されているが、本部の人件費や臨時雇いの人の人件費等、間接経費は本部経費に計上されている。	平成24年度は、本部経費が増加している。区とも相談し、本所で荒川区民会館の事務等を担当している従業員の人件費等、一定の基準を設けて、本部経費を計上すべきではないかと思われる。	指摘を踏まえ、本部経費の取扱いについては、他区の類似施設等の状況も調査し、検討していく。	対応中
	2 3社の業務分担及び業務費用の見直しについて		平成18年度と平成24年度の3社の業務費用を比較すると、A社は、変更があった場合、見直しを行っている。B社は、全く見直しを行っていない。C社は、4,900千円の減額となっている。	業務費用については、3年ごとに見直しを検討する必要があるのではないかと考える。	3社の事業体としての運営方法であり、区として尊重したい。	見解の相違
5 人件費について						
P.64	1 本部経費について	MKT共同事業体で作成した決算書では、各社への業務委託料を人件費実費相当額、再委託者に支払う委託費実費相当額、本部経費の3つに分解して表示している。	人件費及び委託料は実費相当額を計上しているが、本部経費の内容が不明確である。	様々な内容のものが一括して本部経費で計上されると費用の内容が不明確になるため、少なくともMKT共同事業体のために直接要する費用については勘定科目を明確にして計上し、間接費については一定の率に基づいて計上する等、費用の内容を出来る限り明確化することが望ましい。	本部経費については、明確化するよう指導する。	対応中
	2 通勤費について		人件費に計上される常勤給与、非常勤給与について、通勤費を含めて計上する会社と通勤費を含めないで計上する会社が混在している。	区として明確な規定がないとのことであるため、計上基準を明確化しておくことが望ましい。	平成25年度から、通勤費については人件費と別に、本社経費に計上するよう指導した。	対応済 (平成25年度)

		現 状	問 題 点	意 見	対 応 状 況	
6 指定管理料について						
P.86	指定管理料の予算算定の仕方について	指定管理料及び利用料金収入基準額については、毎年、年度協定書を締結して決定する。予算の算定方法は細かく決められているが、実際には、それぞれの項目について見直されることは少なく、大きく変化した部分のみ、変えられているのが現状である。	MKT共同事業体が、荒川区民会館の指定管理者となったのは、平成18年4月1日からであるが、その時に決めた項目が、そのままの金額で計上されているものが多いと思われる。	毎年、MKT共同事業体から決算書を提出させているのであるから、実際にかかった金額を算定基礎としながら、指定管理料の見直しを図る必要があると考える。	指摘を踏まえ、毎年指定管理料の改定を行うよう見直しを行う。	対応中
7 利用料金について						
P.45	1 利用申請書等の不備について	・荒川区民会館の利用については窓口または電話で仮予約し、仮予約日から概ね1週間以内に、荒川区民会館窓口にて、利用申請書(催し物の名称、目的、入場料の有無、時間等を記載)の提出とともに利用料金を支払うことにより、予約が確定する。 ・利用料金(附带設備除く)については、区又は官公庁が自らの行政目的のために利用するとき、公共的団体が、公益目的のために利用するとき、区長が特別の理由があると認めるときは、利用料金100分の50に相当する額を減額することができ、その際は、「利用料減免申請書」の提出が必要である。 ・利用内容の変更、取消にあたっては、「利用変更・取消申請書」を提出する必要がある。	売上高(利用者収入)と現金収入集計明細票(日計)を照合したところ、利用申請書等の提出漏れなどが発見された。	今後、申請書類等の受領を徹底する必要がある。	書類の確認をしっかりと行うよう、指導を徹底した。	対応済
	2 利用料減免申請書の受領の徹底等について		利用料減免申請書の提出を受ける必要がある区及び公共的団体の利用の一部に関して、利用料減免申請書の確認ができなかった。	減免を受けることのできる団体は限られているとともに、利用料減免申請書に記載を要する内容のほとんどは、利用申請書にてカバーされている。実質的に同内容の書面を、複数提出を求める必要性は薄いものと言える。事務の効率化や紙の使用量を削減するためにも、利用申請書兼利用料減免申請書のように一体化することを検討することが望ましい。また、記載漏れを防ぐためには、利用料減免申請書にあらかじめ想定記載事項を印字し、レ点にて該当項目にチェックを入れる方法を採用する等、申請者に配慮した書式とすることも併せて検討することが望ましい。	利用申請書と減免申請書を1枚に統合し、改善を図った。	対応済 (平成25年12月)
	3 予約及び利用料金徴収について	施設の予約や利用料金の徴収は荒川区民会館条例施行規則に基づき行われる。規定が存在しないものについては現場の運用に任せられており、規定があっても利用者の便宜のため規定とは異なる取り扱いがされているものもある。	抽選により大ホール、小ホールを押さえた場合、後日キャンセルを認めると他の競合した利用者の不利益になるばかりか、当該予約日の利用が空いてしまう機会損失のリスクが生じる。キャンセル防止のための規定がないため、申し込み時にキャンセルは遠慮する旨の依頼を行うという運用が行われている。 集会室の予約は利用月の3か月前から可能だが、大ホール、小ホールと同時予約であれば1年前からの集会室の予約も可能とする運用となっている。例えば数百人規模の催し物等においては控室が不可欠という配慮からであるが、集会室予約の際そのような取り扱いを認める規定はない。	抽選で押さえた施設をキャンセルする場合には利用料金の全額納付を求めることができるよう、規則の改正等の対策が必要である。 利用者の利益となるケースであるので、予約に関する規定を改定することが望ましい。 現場の運用に任せることには利点と欠点がある。裁量に幅を持たせることで利用者への柔軟な対応が可能になることは利点である。反面、取り扱い方法に裁量の余地が入ることで、利用者ごとに異なる取り扱いがなされるケース、個々の利用者の個別事情に左右されることで事務作業が滞るケースや一般の利用者がその取り扱いを知らないことで利用を諦めるなどの不利益を被るケースも生じうる。現行の規定に網羅されておらず現場に任せている運用を洗い出し、必要であれば規定を整備するなど、取り扱いを明確化することが望まれる。	抽選で押さえた施設をキャンセルする場合には、利用料金の全額納付を求めることができるよう、規則改正を行う。 集会室をホールと同時に予約する場合は、1年前から予約できるよう、規則改正を行う。 ・規則等の未整備の洗い出しを行い、利用者の利便性の改善を進めていく。	対応中
	4 ACCの主催事業の取り扱いについて	各種催事のチケット販売等は主催者が行うものであるが、ACC主催については例外で、指定管理者が販売代行を行っており、往査時点(平成25年8月9日)においても、5種の催事についてチケット販売を行っており、合計で311,600円の販売代金が保管されていた。	指定管理者によるチケット販売代行について明文化された取決めはない。販売枚数の記録や代金管理の方法等についても、指定管理者による任意の方法で行っているが、販売代金の預り金も多額となることもあり、釣り銭管理等を行う必要がある。また、万が一、販売代金の紛失や計算間違い等が生じた際の責任関係も不明確である。	今後も同様の方法を継続するのであれば、仕様書等において、指定管理業務の中に明確に位置付け、販売枚数の記録や代金管理の方法等についても定めるとともに、責任関係についても明定することが必要である。	現状はACCへの協力の一環として、指定管理者がチケット販売代行を行っており、現場で厳格なルールのもとに運用している。 今後についても指定管理者が引き続き協力することは確認済だが、指摘を踏まえ、販売枚数の記録や代金管理の方法等について、ACCと協議していく。	対応中
	5 インターネット予約の活用について	荒川区施設予約システムでは、インターネット上で施設の空き状況を一望できる。 仮予約に関しては、1週間以内に窓口で利用申請書の提出と利用料金の納付を行う必要があるが、第1～第3集会室のみ仮予約することができる。	インターネット上では、第1～第3集会室しか仮予約することができない。	インターネット上で施設の空き状況を一望できることは、利用者にとって有用であるが、今後、利用者の更なる利便性を図るため、仮予約の対象とする集会室等の拡大を検討することが望ましい。	現在は第1～第3会議室は仮予約可能である。第4～第7会議室と大小ホールは、空き状況が閲覧可能であるが、催し物の内容の確認や音の量や振動の有無の他室への影響等の確認が必要なため、インターネット上での仮予約は行っていない。	対応済

	現 状	問題点	意 見	対応状況		
6	口座振込による利用料金の納付について	利用料金の納付方法は、振込額の錯誤や振込直後のキャンセル、振り込んだことで直前まで打ち合せに来ない等のリスクを考慮して、荒川区民会館窓口において、直接現金を納付する方法のみとしている。	大ホール等の利用に関しては、納付額が数十万円を超える催事もあり得る。現金の紛失や盗難等のリスクを避けるためには、窓口における現金取扱高をできる限り少なくすることが重要である。また、利用者に対して多額の現金を持参させることは、来館するまでの間、同様のリスクを利用者に負わせることとなる。	利用料金の振込を認めているスポーツ施設やふれあい館等においても振込額の錯誤のリスクは存在しているものである。また、振込直後のキャンセルについては、振込が確認できた後に返金する取り扱いを事前に明示し、運用を徹底することにより、解決し得るものとする。さらに、直前まで打ち合せに来ないリスクについては、例えば、振込の場合には、振込後の一定期間内に、窓口にて利用申請書を受領しなければキャンセルとなり得る取り扱いとする等、必ずしも窓口での現金納付を要件としない運用方法も考えられる。いずれにしても、利用者側のリスク負担を軽減する観点から、窓口における現金納付だけでなく、口座振込による納付の可否について改めて検討する必要がある。	振込みの確認方法やキャンセルの取扱い等、解決すべき課題が多いが、利用者の利便性向上のため、他区の類似施設等の状況についても調査し、検討していく。	対応中
7	荒川区及び一部の公共的団体の利用料金支払期日について	利用承認を受けた者は、利用の承認を受けた後、直ちに利用料金を指定管理者に前納しなければならないとされており、利用希望者は、利用申請書の提出と併せて、利用料金を納付する取り扱いとなっている。ただし、大ホールの利用に係る利用料金の納付については特段の定めを置いており、その中において、区又はACCが利用する場合には、利用日の前日までに納付することができるものとしている。	大ホールの扱いにおいてのみ、利用日の前日までに納付することを可能とする特例を定めているが、実際には、利用当日に支払っている事例が多く、かつ、大ホールに限らず、小ホールや各種会議室の利用においても同様の取り扱いがなされており、条例等に違反する運用がなされている。	実際に利用されれば納付時期の問題であるが、仮に日程変更等がなされた場合には、他の利用者の利用が阻害されかねない。加えて、本来であればキャンセル料が発生する事案にも係わらず、利用料金納入までは仮予約の状態となるため、キャンセル料が発生しないとして、その徴収はなされていない。キャンセル料金は、急なキャンセルによる指定管理者側の機会損失の補填だけではなく、キャンセル自体の抑止効果が期待されるものであるにも関わらず、区又はACCの利用に際しては、実質的に、抑止効果が機能していない状況にある。確かに、年度末をまたいだ予約等、地方公共団体の予算制度の制約上、利用料金の前納が困難な場合もあり得ることから、大ホール以外の施設利用においても納付の特例を認めるのであれば、特別の理由を限定し、荒川区民会館条例及び施行規則上、明定する必要がある。	区や公共的団体の納付の取扱いについては、他自治体の例も参考に検討する。	対応中
8	機会損失について	長期間仮予約後のキャンセルにより発生した機会損失額は、区においては820,625円、さらに24年度中に予約をしたがキャンセルにより発生した平成25年4月1日以降の機会損失額を含めると1,074,525円である。ACCについては、876,500円である。	仮予約のまま長期間放置し、キャンセルが遅れることは、稼働率にも影響を及ぼし、また、指定管理業者の利用料金収入も減ることになる。	他の利用者に対しては、仮予約から1週間以内に利用申請書を提出させ、直前キャンセルはキャンセル料も発生しているものであるから、利用者全員の公平性にも欠けると思われる。今後、仮予約の状態、仮押さえをするという行為については、見直し改善をされることを提言する。	開催の1年以上前から予約を行うため、複数の日程で仮予約しているケースが認められる。各所管課及びACCへ、極力早い段階で日程を明らかにし、日程が決まった場合には速やかにキャンセルするよう求めていく。	対応済
8	指定管理者とACCとの連携について					
P.89	MKT共同事業体は区との基本協定書に基づき、ACCに対する仕様書を作成し、ACCの芸術文化事業に対するノウハウの提供や区民の活発な文化活動や地域コミュニティ活動を支援するためACCが中心となり対応できるよう協力をを行うと定めており、その業務のひとつとしてACCが行う文化事業のチケットの販売や仮予約の受付を行っている。ACCにおいては荒川区民会館の中に、ランチとして、ARAKAWA1-1-1ギャラリーを常設して、区民のために様々な催し物を実施している。	MKT共同事業体は、チケットの販売と仮予約受付、文化事業のフェスティバルの「ノウハウ集」を区民課を通してACCに提供したが、それに対するACCからのMKT共同事業体への質問等はない。また、区内文化団体との打ち合せを重ね、ACCの方針が決定すると、出演者・協力業者の具体的説明が可能になると、ノウハウ以外の財団方針決定が事業全体に大きく影響すると、繰り返しMKT共同事業体からACCに対して進言しているが、往査時点(25年10月)でACCからMKT共同事業体への協力依頼はほとんどない。	ACCが区の文化施設のすべての文化事業を担当することになったのは、平成24年度からであり、MKT共同事業体との協力関係がうまく機能していないのは、やむを得ないが、もう少しMKT共同事業体の持っているノウハウを利用すべきではないかと考える。ARAKAWA1-1-1ギャラリーにも荒川区民会館で行う催し物のパンフレットを置くなどして、相互に集客するための協力をし合うことも必要ではないかと思う。	1階受付には区民会館で開催される催しのパンフレットだけでなく、ARAKAWA1-1-1ギャラリーのイベントのパンフレットも置いている。今後も相互に、連携が図れるよう指導していく。	対応済	

		現 状	問 題 点	意 見	対 応 状 況
9 光熱水費について					
P.81	1 荒川コミュニティカレッジ、(株)レストランモア、公益財団法人荒川区芸術文化振興財団からの光熱水費収受について	荒川区民会館を利用している団体の光熱水費の支払方法等が統一されていない。	いずれも荒川区行政財産の使用を承認又は許可しているが、(株)レストランモアについては区の収入となっているのに対して、荒川コミュニティカレッジとACCについてはMKT共同事業体の収入となっている。 また、それぞれの光熱水費の負担については根拠規定が異なっており、荒川コミュニティカレッジと(株)レストランモアは面積按分等により実績の使用量に応じて光熱水費を請求しているのに対して、ACCについては定額で光熱水費を請求しているといった違いがある。 また、荒川コミュニティカレッジと(株)レストランモアの電気料金の計算方法について、平日休日の料金割合や消費税の取扱いについて違いがみられる。	区の財産使用を承認又は許可している以上、原則同様の計算に基づいて費用負担を求めるべきではないかと考えられる。もし特別な計算により費用負担を求めるのであれば合理的な理由を明確にしておくべき必要がある。改修後の契約においては留意されたい。	今後、統一的な方法となるよう検討する。
	2 自動販売機の電気代について	荒川区民会館に自動販売機は、4台設置されている。このうち1階大ホール楽屋横(給湯室内)の1台と2階ロビーの1台の2台の電気代については、(株)レストランモアがMKT共同事業体に支払うものとされている。	この2台の電気代については、(株)レストランモアから区に電気代が支払われているとともに、自動販売機設置業者からMKT共同事業体へ電気代が支払われており、使用許可書に規定された支払いとなっていない。 大ホールホワイエに設置されている残り2台の自動販売機の電気代については、(株)レストランモアから区にもMKT共同事業体にも支払われていない。	本来は、4台分の電気代が区に入金されるべきであるため、現状を整理したうえで使用許可や契約書等の内容の見直しをすべきである。	指摘を踏まえ、電気料について取扱い内容を見直し、4台分を区に納入するよう改善する。
	3 電気代・中圧ガス代について	個別空調が一部入っているところもあるが、大部分は一括空調となっている。	昨今の電気代やガス代の高騰により、電気代・中圧ガス代の支払いは多額となっている。	今後予定されている大規模改修工事の際には、どのような設備を入れることが将来の費用負担を減らせるかといった観点も含めて、大規模改修の工事計画を検討されたい。	大規模改修の中で設備を更新を検討する際に、将来の費用負担を減らす観点を含めて検討した。
10 財産管理(備品管理)について					
P.66	1 備品一覧表からの現物照合について				
	(1) 現物実査の徹底について	区は備品現在高調書(種)に示す備品等無償でMKT共同事業体に貸与することとされており、MKT共同事業体は指定期間中備品等(種)を常に良好な状態に保つものとするとしている。 区では荒川区民会館に関する供用備品を管理するため、備品現在高調書(種)をさらに詳細にした供用備品一覧表を作成している。 また、指定管理業務終了に際し、備品(種)についてはMKT共同事業体は、区又は区が指定するものに対して引き継がなければならないとされている。	廃棄したが備品台帳に記載のある備品、備品管理シールが貼っていない備品(但し、備品のなかには熱を持つもの等シールが貼れない備品があり、その場合には担当者がシールを保管している)、供用備品一覧表の個数と現物の個数が一致しない備品、設置場所が異なる備品などが数件発見された。	少なくとも3年に1回は最新の供用備品一覧表をもとに現物実査を実施すべきであり、実施の際は各担当者だけでなく、区民課の担当者が同行視察、サンプルチェックを行うといった対応が望まれる。 また、今後予定されている改修工事前に必ず現物実査を行い、現物がいないものや使用できないものについては除却処理を行うとともに、保管場所を正確に記録しておくべきである。そして、改修工事後は設置場所を確認して一覧表に記載ミスをしないようにすべきである。 また、現物実査する際は区より最新の供用備品一覧表を入手して、現物実査を行うことが望ましい。 さらに、定期的の実査を行う場合には(株)レストランモアも含む全社での周知徹底を図ったうえで実査を実施し、実査漏れのないよう実施することが望まれる。	改修工事前に及び改修工事後に全ての備品のチェックを行い、今後は正確な備品台帳を作成し、適正な管理を行う。
	(2) 簿外品について		MKT共同事業体が従前の受託者から譲り受けた備品(備品現在高調書(種)に記載なし)があり、備品には簿外品のシールを貼っている。	これらの備品も現実に荒川区民会館にある以上、簿外品リストを作成して現物を管理するか、供用備品一覧表に載せて管理していくかの方法により、現物管理していくことが望まれる。	簿外備品については現場チェックを行い、今後は備品台帳を作成し、適正な管理を行う。
	(3) 区民課保有備品以外の備品の台帳管理について	協定書によれば、MKT共同事業体の任意により備品等を購入又は調達し、本業務実施のために供することができることとされている。	各社で購入した備品等があるが、備品現在高調書(種)には記載がなく、どの程度の資産が各社の負担で購入したものが分かる資料がない状況である。	資産計上するような備品については今後も台帳管理し、どの現物が誰の資産か分かるようにしておくことが望まれる。	今回の包括外部監査の際にMKT共同事業体で作成した購入備品リストを、備品現在高調書(種)に記載し、備品の管理を行っていく。
	(4) 供用備品一覧表の取得年月日について	区が作成している供用備品一覧表は、備品番号、品名、取得年月日、設置場所等を記録している。	供用備品一覧表を入手したところ、取得年月日が明治33年となっているものがあった。	適切な取得年月日に修正すべきである。	正確な取得年月日に修正した。

		現 状	問題点	意 見	対応状況	
2 現物から備品一覧表への照合について						
(1)	既に使用できない備品の除却処理について	区では荒川区民会館に関する供用備品を管理するため、備品現在高調査(種)をさらに詳細にした供用備品一覧表を作成している。また、供用備品一覧表に記載の備品については、備品シールを添付している。	音響・照明等の備品については、使用できないものが一部あった。また、倉庫には現在使用していない不要な看板も置いてあった。	既に使用できないものについては、適時適切に除却処理することが望まれる。	不要な備品等については現場確認を行い、廃棄する。	対応済
(2)	備品シールについて		備品シールが貼っていない備品が散見された。	全ての備品にシールが貼ってあるかどうか、シールが貼れないものについてシールが正しく保管されているかについて、早い時期に一度確認しておくことが望まれる。また、区では適時に備品登録を行い、MKT共同事業体に速やかにシールを渡すようにすべきである。	備品シールが貼られていない備品に備品シールを貼るとともに、今後は購入後、速やかに備品登録シールを提供する。	対応済
(3)	備品廃棄について	備品廃棄については「粗大ごみ処理申請書」等の申請書があり、年2回区で一括して廃棄する際に申請している。この廃棄には、供用備品一覧表に記載されている備品のほか、簿外品、消耗品も含まれる。	備品廃棄について「粗大ごみ処理申請書」があるが、当該書類は廃棄量を把握するための資料であって、供用備品一覧表との関連性が明確になっていない。この点、供用備品一覧表に記載されている備品については、備品番号を記載するよう伝えているとのことであるが、周知徹底はできていない。	今後は、「粗大ごみ処理申請書」に供用備品一覧表に記載されている備品が(その場合は備品番号記入欄を付け加える)、簿外品か、消耗品かも分かるよう、申請書のフォームを変更し運用するか、廃棄申請用の書面を作成しMKT共同事業体から区に申請をあげてもらう形で運用することが望まれる。	指摘を踏まえ、「粗大ごみ処理申請書」等の申請書類に備品番号を書く欄を設けるよう、調整する。	対応中
11 レストランモアについて						
P.92	1 荒川区に対する使用料支払いの対象外売上げについて	(株)レストランモアが区に支払う使用料を算出する際の基礎となる売上金額に算入していない売上高(花代金、カラオケ代金、その他弁当等代金)がある。(対象外売上げ)なお、使用許可書に使用料を定めるにあたって、(株)レストランモアの売上げから奉仕料も除いている。	使用許可書において使用料を売上げ(奉仕料を除く)の8%と定めているが、これらの対象外売上げについて、売上げに含めるべきか売上げではないと考えるか、使用許可書に定めはない。	今後、使用許可書を更新する際には、対象外売上げも含めて使用料の計算を定めることが契約の透明性を守る見地から望ましい。	売上の対象外としているものについては、利用者からの要望によるものであり、レストランモアは利益も経費も計上していないことを確認しているため、現行通りの扱いとする。売上げから除くことについて、使用許可書に明記するとともに、取り次いだものについて毎月の報告書に記載することとした。	対応済
	2 自動販売機売上げについて	荒川区民会館に自動販売機は、計4台設置されている。2台については、(株)レストランモアに対して使用許可を行い、(株)レストランモアは区に対し自動販売機売上高の8%を支払っている。残り2台については、区では指定管理制度導入時から指定管理業務に含めて考えており、自動販売機売上は、全額指定管理者の収入となっている。	自動販売機についての取扱いが2台ごとに異なっている。	使用許可と実態の乖離を解消し、使用許可上売上げの帰属が定められていない2台の自販機についての、取り扱いを明確にすることが望ましい。	自動販売機4台分の取扱いについて統一し、4台ともレストランモアに許可を出し、売上げの8%を区に納めるよう、改めた。	対応済 (平成25年10月)
	3 (株)レストランモアから(株)スペースネットワークへの支払いについて	利用者の利便性を重視し、宴会予約や案内も1階受付窓口で一次対応しており、その営業協力金として(株)レストランモアは売上げの2%を(株)スペースネットワークに支払っている。	(株)レストランモアが(株)スペースネットワークに対して、営業協力金を支払うことについて、特に区に許可・報告は行っていない。	(株)レストランモアと(株)スペースネットワークとの問題であり、区とMKT共同事業体の指定管理業務とは、次元が違うという見方もあるが、全体の枠組みとして概観した場合、営業協力金を支払う分だけ(株)レストランモアが、本来利用者に提供するサービスの質が落ちることは間違いない。	レストランモアとサンパールの受付を担当するスペースネットワークは「レストランモアグループ」として区から使用許可を受けているものである。利用者の利便性を考慮した場合、現在のシステムが望ましいと考える。	見解の相違
	4 消費税について	(株)レストランモアから徴収する使用料は、本体価格のみで消費税は含まれていない。	(株)レストランモアが区に使用料を支払っている取引は、消費税法上の「課税取引」に該当すると思われる。	今後、消費税の税率アップが見込まれることを考慮すると、現段階から消費税分を売上げに織り込むことも検討することが望ましい。	行政財産使用許可の内容を変更し、消費税を売上げに織り込んで使用料率を乗じることにした。	対応済 (平成25年10月)
	5 (株)レストランモアと締結した使用許可書について	区は(株)レストランモアに対して、平成24年3月に使用許可書を交付しているが、その使用許可書に「結婚式(関連業務を含む)」「美容師法」「挙式」等の文言が含まれている。	荒川区民会館は結婚式場を平成22年8月に廃止しているため、平成24年度の使用許可書にこれらの文面は不要である。	(株)レストランモアには、平成18年7月から使用許可を与えているが、毎年の更新のたびに契約条項の見直しは必要である。	行政財産使用許可書の文言から、結婚式場等の表現を削除した。	対応済 (平成25年10月)

		現 状	問題点	意 見	対応状況	
12 直接取引について						
P.98	1 直接取引の位置付けの明確化について	指定管理者であるMKT共同事業体を構成する(株)共立及び(株)スペースネットワークに関しては、利用者との間において、指定管理業務の範囲外の業務として、受注している取引が存在している。	(株)共立は、利用者から依頼された音響、照明、及び舞台の事前準備や本番要員の追加等、指定管理業務以外の業務について、利用者から直接費用を収受している。	利用者の利便性に資するものであり、今後も継続することが望まれるが、現状、その位置付けが不明確である。(株)共立が指定管理者以前に、業務を受託してきたときの慣行とのことであるが、今後このような慣例を見直してもよいのではないかと考える。	長年の慣例の位置づけを見直し、使用料として徴収するよう検討する。	対応中
	2 荒川区行政財産使用許可の必要性について		(株)スペースネットワークは、お弁当や飲料の手配について、業者から手数料を収受し、ごみ処理等についてごみ袋代と処理費を利用者から収受している。	(株)スペースネットワークの直接取引についても、再考が必要と考える。		対応中
	3 自動販売機の売り上げについて	荒川区民会館に自動販売機は、4台設置されている。区が使用許可を出している自動販売機は、レストランモアの2台であり、設置場所は1階大ホール楽屋横(給湯室横)と2階ロビーの2台である。	大ホールホワイエに設置されている残り2台の自動販売機については、区から自動販売機の設置に係る使用許可が交付されていない。	早急に大ホールホワイエに設置されている2台について、使用許可書を交付することが必要と考える。	残る2台についてもレストランモアに、使用許可書を交付した。	対応済
	4 営業協力費について	利用者の利便性を重視し、宴会予約や案内も1階受付窓口で一次対応しており、その営業協力金として(株)レストランモアは売り上げの2%を(株)スペースネットワークに支払っている。	(株)レストランモアが(株)スペースネットワークに対して、営業協力費を支払うことについて、特に区に許可・報告は行っていない。	営業協力費は、受付業務等レストランの予約などを協力しているための報酬とのことであるが、これらは指定管理業務の一環とも考えられるので、再度、(株)レストランモア、(株)スペースネットワーク及び区とも協議のうえ、検討されたい。	レストランモアとサンパールの受付を担当するスペースネットワークは「レストランモアグループ」として区から使用許可を受けているものである。利用者の利便性を考慮した場合、現在のシステムが望ましいと考える。	見解の相違
13 大規模改修計画と今後の在り方について						
P.102	1 大規模改修の必要性について	荒川区民会館は竣工から38年が経過するとともに、竣工後17年目の平成4年に実施した大改修からも21年が経過しており、施設全般にわたり劣化が進んでいる。とりわけ、給排水・空調設備の劣化が著しく、水漏れや空調機の突然の停止などトラブルが多数発生しており、早急な対応が必要である。そこで、区では平成27年度に大規模改修を行い安全性の向上を図り、利便性の高い施設環境を確保する計画である。	荒川区民会館は昭和50年の竣工であり、館内を視察してみても、設備が老朽化していることが伺える。最近、建設された他区のホールなどと比較しても、トイレの数も不足しており(特に女性用)、また、様式も古いため、利便性が悪い。	大規模改修にあたっての区民課の基本姿勢として、次の点を挙げているが、これらは是非、実施されることが望まれる。 ・利用者から「綺麗になった」と言われるように、見た目も重視する。(座席、壁紙、トイレ、シャッター、外壁、各室空調操作盤) ・改修後10年間は、水漏れ、空調停止、発煙等がないよう改修する。 ・利用者から出ている改修要望事項は、可能な限り対応する。 (例:大ホールホワイエにモニターの設置、カーペットの新調、防犯カメラの増設、楽屋の改装、大ホールに難聴者用磁気ループシステムの設置など)	設備の更新を中心として、バリアフリーや省エネ性能の向上等も視野に入れ、大規模改修の具体的な計画を進めている。	対応済
	2 これからの荒川区民会館の在り方について	区は、これからの荒川区民会館に求められる機能として、「地域文化の振興に基軸を置きつつ、質の高い芸術文化を発信する集客力の高い施設として、地域活性化に貢献する」というコンセプトをもっている。施設整備における留意点としては、最新の機能を備え、区内外の利用者の高度な要求への対応と災害時への対応が必要である。	平成27年度に計画している大規模改修工事で、設備等の寿命は15年～20年程度延ばすことができる。一方、建物の躯体もすでに38年が経過しており、建物の減価償却年数が到達する前に、新たな区民会館の建設が必要になってくるものと思われる。	荒川区民会館は現在、区の行事や区内の数多くの団体が、生涯学習活動や研修会、親睦会等の会合のために利用するとともに、区内外の芸術文化団体による公演・発表の場としても利用されている。建替え等で3年～4年かかると、現在の荒川区民会館に代替する施設が区内にはないため、区外に求めなければならない、区民に不便を強いることとなる。 また、現在の荒川区民会館の立地条件については、他区のホールと比べ、アクセスがあまり良くないから稼働率が高くない。新しい荒川区民会館の建設に向けて、区民の望む区民会館像を整理し、集客力や稼働率を望むならば、より良い立地条件の場所を検討することが望ましい。 今から、新たな荒川区民会館の建設等を視野に置き、場所の選定など計画を立てていくことが肝要ではないかと考える。	指摘のとおりである。平成26年度に新たな荒川区民会館のあり方等についても、委託調査を行い、検討する。	対応中